

源泉所得税個別相談会

専従者・従業員に対して給与の支払いをしている事業主は、源泉所得税を徴収し、翌月10日までに所轄の税務署や最寄りの金融機関に納付しなければなりません。税務署へ「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出している事業主は、7月11日(月)までに1月～6月分の源泉所得税(中間源泉)を納付する必要があります。納付すべき源泉所得税がない場合でも、納付書は給与支払額を記入し税務署に提出する必要がありますのでご注意ください。

なお、平成25年1月支払い分の給料から源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、徴収した源泉所得税と併せて納付することとされています。

期間 平成28年6月20日(月)～7月11日(月) (土・日を除く)
 時間 午前9時～11時30分・午後1時～3時30分
 その他 予約不要です。上記時間内にお越しください。

～～～ご持参いただくもの～～～

- ① 一人別源泉徴収簿 (お持ちでない場合は毎月の給与金額と支給日がわかるもの)
 - ② 源泉所得税の納付書
 - ③ 平成27年分の一人別源泉徴収簿・納付書の控
- ※ 扶養控除等(異動)申告書を作成する場合には、事業主・専従者・従業員等各人のマイナンバーが必要となります

平成28年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

区分	氏名	生年月日	扶養親族の氏名	生年月日	扶養親族の氏名	生年月日
1	青色 太郎	1995年8月17日	青色 花子	1995年8月17日	青色 一郎	1995年8月17日
2	青色 太郎	1995年8月17日	青色 花子	1995年8月17日	青色 一郎	1995年8月17日
3	青色 太郎	1995年8月17日	青色 花子	1995年8月17日	青色 一郎	1995年8月17日
4	青色 太郎	1995年8月17日	青色 花子	1995年8月17日	青色 一郎	1995年8月17日

一人別源泉徴収簿記入例

平成28年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

区分	氏名	生年月日	扶養親族の氏名	生年月日	扶養親族の氏名	生年月日
A	青色 太郎	1995年8月17日	青色 花子	1995年8月17日	青色 一郎	1995年8月17日
B	青色 太郎	1995年8月17日	青色 花子	1995年8月17日	青色 一郎	1995年8月17日
C	青色 太郎	1995年8月17日	青色 花子	1995年8月17日	青色 一郎	1995年8月17日
D	青色 太郎	1995年8月17日	青色 花子	1995年8月17日	青色 一郎	1995年8月17日

扶養控除等(異動)申告書記入例

納付書記入例

納付書番号	納付金額	納付日	納付場所
32399	2801	2016	大森
32399	2806	2016	大森
32399	30780	2016	大森
32399	30780	2016	大森

納付書記入例

◆第5回 定時総会のご案内◆

先月号に続き重ねてのご案内ですが、(一社)大森青色申告会の第5回定時総会を下記の要領にて開催いたします。7月初旬には会員全員に往復ハガキにて出席確認を行いますので、7月20日(水)までに必ずご返信くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

【開催日時】平成28年8月22日(月)
 午後3時30分～(受付午後3時～)

【開催場所】大田文化の森5階 多目的室

【開催内容】議 事 平成27年度事業報告承認の件
 平成27年度収支報告・監査報告承認の件
 労働保険事務組合事務処理規約変更の件
 役員改選案承認の件
 報 告 平成28年度事業計画
 平成28年度収支予算
 懇親会 懇親会費用 3,000円

●■△ 女性部便り ●□▲

女性部定時総会

下記のとおり女性部定時総会を開催いたします。第2部には、大森税務署担当官の税についての講話をしていただきます。男女問わず、多数のご参加をお待ちしております。

【第1部】第5回定時総会 13:30～14:20
 【第2部】大森税務署担当者講話会 14:30～15:30
 【日 時】7月20日(水)
 【場 所】大田文化の森第3・4集会室
 住所：大田区中央2-10-1
 【会 費】500円
 【締 切】7月8日(金)
 【申込方法】女性部役員又は事務局まで
 (TEL:3771-8859)

夏季休暇のお知らせ

9月20(火)・21(水)・23日(金)は大森青色申告会の夏季休暇とさせていただきます。会員の皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

譲渡所得(土地建物・株式等の売買)に係る指導について

平成28年中に、土地や建物及び株式等の売却等で譲渡所得があった場合には、確定申告前の事前相談が必要です。譲渡所得のある方は、お早目に事務局へご連絡をお願い致します。(12月27日までにお越し下さるようお願い致します。)

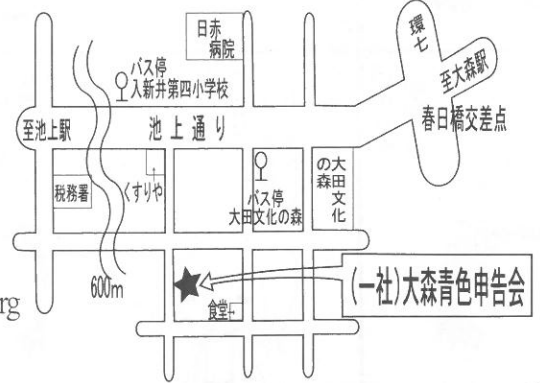
なお、譲渡所得の事前相談へお越し頂けない場合は、申告会で確定申告期間でのご相談ができない場合がございますのでご注意ください。

青色申告会会員の皆様にご利用できます。
 法人会員制ホテル「ラフォーレ倶楽部」ご利用案内

【ご予約・お問合せ】 03-6409-2800 http://www.laforet.co.jp/
 ・営業時間 9:00～17:30
 ・インターネット予約の場合利用者登録が必要です。 法人会員No.20344 (法人パスワード20344cc)

一般社団法人 大森青色申告会

責任者 会長 九頭見義雄
 大田区中央3丁目10-18
 TEL:03(3771)8859
 FAX:03(3773)6388
 URL: http://www.oomori-airo.org
 Eメール: airo-o@nifty.com



無料法律相談日
 七月十四日(木)
 七月二十八日(木)
 無料保険相談日
 七月二十一日(木)
 八月四日(木)

予約時間
 午後二時から
 事務所に申込み
 申込順で30分単位

都税事務所からのお知らせ

災害により甚大な被害を受けた方に対して都税を減免する制度があります

風水害や地震、火災などで甚大な被害を受けた方に対して、被災の程度等によって税金を軽減または免除する制度があります。

＜減免する場合＞

床上浸水（不動産取得税を除く）、崖崩れ、家屋損壊等の被害のうち、一定程度以上の被災の場合

＜減免の対象となる都税＞

固定資産税・都市計画税（23区内）、不動産取得税、個人事業税 など

※ 固定資産税・都市計画税、個人事業税については、一度課税された税金のうち、納期限前のものに限られます。

＜減免を受けるための手続き＞

減免を受けるためには、納期限までに、納税者ご本人からの申請が必要です。

被災された方は、区市町村（火災の場合は消防署）で発行する「り災証明書」など、被災の事実を証明する書類を添えて、所管の都税事務所まで申請してください。

また、被災により、都税を一度に納めることができない場合には、納税を猶予する制度もあります。なお、納税の猶予を受ける場合にも、申請が必要となります。

☆ 詳しくは、所管の都税事務所までお問い合わせください。

事務局からのお知らせ

平成28年8月22日（月）15時30分から、大田文化の森5階多目的室にて当会の第5回定時総会を行います。つきましては、7月初旬に全会員へご案内状と出欠確認及び委任状を往復はがきでお送りいたします。会員過半数の出席又は委任状が無いと総会が成立しませんので、ご返信下さるようご協力お願い致します。

税制改正シリーズ

- 平成28年6月1日の安部首相の記者会見により、平成29年4月1日から消費税率が10%へ引き上げられる予定でしたが、平成31年10月1日に再延期されることが明らかになりました。
- 平成27年4月1日以後に開始する課税期間から、簡易課税制度のみなし仕入れ率について、現行の第四種事業のうち、金融業及び保険業を第五種事業とし、そののみなし仕入れ率を50%（現行60%）とするとともに、現行の第五種事業のうち、不動産業を第六種事業（新設）とし、そののみなし仕入れ率を40%（現行50%）とすることとされました。

《簡易課税制度の改正の概要》

事業の種類		【改正前みなし仕入れ率】 課税期間 27/1/1~27/12/31	【改正後みなし仕入れ率】 課税期間 28/1/1~28/12/31
卸売業 (第一種事業)	購入した商品を性質、形状を変更しないで、他の事業者販売する事業	90%	90%
小売業 (第二種事業)	購入した商品を性質、形状を変更しないで、他の消費者に販売する事業	80%	80%
製造業等 (第三種事業)	農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、製造小売業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業 (加工賃等を受け取って役務提供する事業は第四種事業)	70%	70%
その他の事業 (第四種事業)	飲食店業、その他の事業 金融業及び保険業	60%	50%(第五種事業)
サービス業等 (第五種事業)	運輸通信業、サービス業（飲食店業を除く） 不動産業	50%	40%(第六種事業)

(注) 平成25年分の課税売上高が1,000万円を超え、新たに課税事業者になられた方で、平成26年9月30日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した個人事業者は、平成28年分について改正前のみなし仕入れ率を適用します。

※簡易課税制度を選択適用するにあたっての注意事項

- 基準期間における課税売上高が5,000万円以下、かつ適用開始課税期間の前年末日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を税務署へ提出している必要があります。
- 「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出後2年間は、簡易課税を継続適用しなければなりません。
- 簡易課税制度を選択適用している場合は、消費税の還付を受けることはできません。
- 「消費税簡易課税制度選択届出書」の効力は「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」又は「事業廃止届出書」を提出しない限り継続します。



定時総会について